

全教自動車保険

教職員のあなたにこそ



この安心をお届け

基本パンフレット

2026年1月版 2026年1月改定

家族も入れます!
退職後もつづけられます!



バイクも入れます!

→ P.16

ロードアシストで安心! → P.14

※このパンフレットは、東京海上日動火災保険株式会社「トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）」とバイクでの「TAP（一般自動車保険）」を採用した全教自動車保険の補償内容・サービス・制度等の概要を説明したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、「記名被保険者が法人の契約」「事業にのみ使用する車の契約」「主な自家用車・バイク以外の車種の契約」「フリート契約」の場合は、別パンフレットでの説明となります。詳しくは全教代理店までお問い合わせください。

かんたん
お見積り



大阪教職員組合共済会

大教済自動車保険とは、大阪教職員組合が東京海上日動と提携して実施する団体扱自動車保険です。

大教済自動車保険

教職員
には

全教自動車保険



全教自動車保険とは

“日々、子どもと教育のために奮闘している教職員が、万が一の事故を起こした時でも、安心して教育活動に専念できるようにしたい。”

「被害者の救済と加入者の保護」「公正・迅速で安心の事故解決」を求める教職員の切実な声をうけて、全教自動車保険は1989年に保険会社との提携によって募集を開始しました。

安心の補償内容・事故対応、わかりやすい契約手続き、いまでこそ当たり前になった24時間・365日のフリーダイヤルの導入等、サービスの向上を提携している保険会社に要望し、加入者から寄せられる声を実現してきました。



保険会社の不払い問題や、事故を起こした後に保険料が大きく上がる事故有等級制度導入の際には、保険会社、時には金融庁に対しても保険会社がもつ本来の役割を徹底していくために、是正や改善を要望してきました。

年を追うごとに厳しくなる交通事故加害者の厳罰化により、重大な事故を起こしてしまった教職員が失職してしまうことも珍しくありません。一人でも多くの教職員を交通事故から守るため、全教自動車保険では、教職員の身分を守る事故対応に力を入れています。



小さな事故でも大きな事故でも、これまでもこれからも、多くの教職員に寄りそった「教職員に必要な自動車保険」として歩んでいきます。

✓ 被害者の救済が加入者の保護につながります

突然に交通事故に遭われた被害者に対して、加入者が慰謝の念をもち、お見舞い等を行っていただくことが大切です(道義上の責任)。同時に保険会社は民事上の責任として迅速かつ十分な賠償を行い、被害者に安心してもらうことで「被害者救済・加入者保護」が実現できます。全教自動車保険では、加入者への道義上のアドバイスや保険会社と連携して迅速な事故対応の徹底を行っています。



✓ 特別な事故対応ができる理由があります

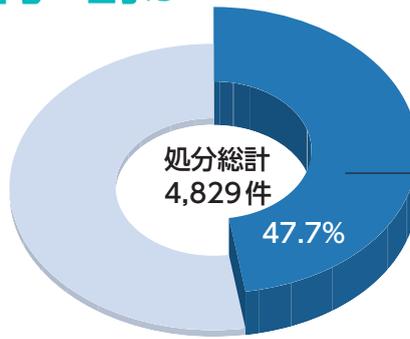
全教自動車保険は、提携保険会社である東京海上日動と事故対応に関する「合意事項」を締結し、教職員を事故から守る「全教方式」での事故対応をすすめています。

加入者の窓口は全教自動車保険の代理店(以下、全教代理店)、相手方の窓口は東京海上日動という大原則のもと、重大事故時の教職員の立場をふまえ、事故に遭われた加入者に「何ができるか」という観点から合意事項を作成し、実際の事故対応に活かしています。



教職員の処分理由の約5割が 交通違反・交通事故

公立学校の教職員の処分等の件数は、交通違反・交通事故によるものが最も多く、全体の約5割を占めています。
交通事故の加害者に対する厳罰化の流れが強まる中で、事故によっては、教職員の身分を失うことにつながりかねません。



●教職員の懲戒・訓告等の件数の内訳(2023年度)

交通違反・交通事故 2,304件

2023年度 公立学校教職員の人事行政状況調査について(文部科学省)より

✓ 教育職員免許法、地方公務員法の規定をご存じですか？

教育職員免許法第10条の規定について

教育職員免許法は第10条で教員免許が失効する場合を定めており、拘禁刑以上が該当します。

地方公務員法第28条の規定について

地方公務員法は第28条で失職する場合を定めており、拘禁刑以上が該当します。

教育職員免許法	第10条第1項	免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。 一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。(以下略)
	第5条第1項	普通免許状は、(略)教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。(略) 三 禁錮以上の刑に処せられた者(以下略)
地方公務員法	第28条第4項	職員は、第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。
	第16条第1項	次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(以下略)

※2025年6月の法改正により、懲役刑と禁錮刑が一文化され「拘禁刑」となりました。ここでは「禁錮以上の刑」を「拘禁以上の刑」と読み替えます。

❗ それぞれ拘禁刑以上には執行猶予付も含まれます!

✓ 交通事故加害者の厳罰化で、「拘禁刑」はより身近に

2000年から、重大な交通事故が起こるたびに、“法律の穴”によって軽い罪にしか問えないことに対する、被害者や遺族の要望、世論が高まりました。その影響もあり、この20年ほどで交通法規は度重なる改正がされ、交通事故加害者に対する厳罰化がすすんでいます。下記の年表は、2000年以降の刑法・道路交通法の改正について一部抜粋してまとめたものです。

2001

危険運転致死傷罪の新設

危険運転致死罪…1年以上15年以下の懲役
危険運転致傷罪…10年以下の懲役

2004

危険運転致死傷罪の法定刑の引上げ

危険運転致死罪…1年以上20年以下の懲役
危険運転致傷罪…15年以下の懲役

2007

自動車運転過失致死傷罪の新設

7年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金

危険運転致死傷罪の適用対象の拡大

原動機付自転車や自動二輪車にも拡大

危険運転致死傷罪の適用対象が新設

準路酩等運転、病気運転が新設

携帯電話使用等の罰則の強化

妨害運転(あおり運転)に対する罰則を新設

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の交通方法等の規制を新設

自転車等に対する交通反則通告制度(青切符)の適用

2013

2019

2020

2022

2024



誠意ある被害者への対応と迅速な事故対応が必要

下の図のように、人身事故が起きた場合、検察庁(検察官)が正式起訴するかを判断します。交通事故で正式起訴され、裁判となれば、執行猶予付を含む拘禁刑以上となるのがほとんどです。

検察官の判断においては、事故状況や被害の大きさとともに、被害者側の意向も重視されているため、重大な事故の解決には、加害者が事故を真に反省し、誠実な対応をすることが重要です。被害者に対して感謝の念をつくり、その気持ちが伝わってはじめて、検察官の「拘禁刑以上では重すぎる」との判断にもつながります。



全教自動車保険は、東京海上日動とともに被害者への十分な賠償により、すみやかな「被害者救済」がはかれるように全力をつくします。

人身事故後の刑事処分・職務上の処分の流れ



※軽微な事故の場合は検察庁の呼び出しがない場合もあります。

全教自動車保険だからできること

01

全教専用事故受付フリーダイヤル と全教代理店のアドバイス

24時間・365日、安心の全教専用事故受付フリーダイヤルにつながります。事故受付後は、全教代理店が加入者の窓口となって、当面必要な対応を的確にアドバイスします。



02

重大事故ではチームでサポート

加害者本人(加入者)の希望により、全教代理店・東京海上日動・弁護士等で、特別チームを編成。対応方針を確立し、全面的にバックアップします。

03

刑事責任を視野に入れた 事故対応

通常の重大事故の場合、示談交渉は裁判で示された過失割合を参考にするため、刑事処分が決定してから開始することが一般的です。しかし、それでは教職員の身分を守ることは難しくなります。検察官は被害者側の意向も重視するため、刑事処分が決定する前に示談成立していることは重要なポイントです。全教自動車保険は、事故対応にあたって、刑事責任まで視野に入れて対応します。

東京海上日動と締結した
「合意事項」があるから
できることなんだ!



加入者の窓口は全教代理店、相手方との交渉は東京海上日動

教職員の身分にかかわる重大事故はもちろん、加害・被害を問わず、あらゆる事故において、全教代理店が加入者の窓口となって意向を把握し、東京海上日動に伝えます。加入者が困ったとき、迷ったときには、そのつど全教代理店から必要なアドバイスを行い、スピーディで円滑な事故解決のために全力をあげて対応します。

✓ 35年の実績で教職員を守る

- 教職員の日常・立場を熟知
- 自動車保険の専門家としての視点でアドバイス
- 全国の全教代理店の経験に学ぶ独自ネットワーク

✓ 安心・充実のネットワーク

- 国内の損害サービス拠点は200か所*
 - 日本全国どこで事故が発生しても速やかに対応できるよう、全国を網羅するネットワークが展開されています。
- *2025年4月時点



どうしたら...



加入者

打ち合わせ



全教代理店

指示・
打ち合わせ
報告

東京海上日動
(提携保険会社)

交渉



相手方

全教基本セット

全教基本セットは教職員とその家族にぴったりの補償内容です

★…自動セット

全教基本セット			
	相手方への賠償	<p>対人賠償責任保険 対物賠償責任保険 相手方への治療費や修理費等をお支払いします。</p> <p>対物超過修理費特約★ 相手方の車の修理費が時価を超えた場合に、保険金をお支払いします。</p>	P.7
	本人・家族・同乗者のケガ等の補償	<p>人身傷害保険 「ご契約の車に乗車中の事故」による同乗者全員の治療費等をお支払いします。</p> <p>人身傷害乗用具事故補償特約 「他の車に乗車中の事故」や「歩行中や自転車運転中の自動車事故、自転車等事故」による記名被保険者とその家族の治療費等をお支払いします。</p>	P.8
	ご契約の車の補償	<p>車両保険 ご契約の車の修理費等をお支払いします。</p> <p>車両保険あり 車両保険なし が選べます！</p>	P.10
	相手方への請求	<p>弁護士費用特約(自動車事故型) 加入者に責任がなく保険会社で示談交渉ができない「もらい事故」でも安心です。</p>	P.12
	過失のない事故	<p>無過失事故に関する特約★ 過失のない事故のときは保険金をお支払いする場合でも、更新後のご契約においてノーカウント事故として取り扱います。</p>	P.13
	借りた車での事故	<p>他車運転危険補償特約★ 借りた車での事故で自分の保険を使う場合に、保険金をお支払いします。</p>	
	故障・事故時の備え、健康のサポート	<p>ロードアシスト★ *1 24時間・365日、ご契約の車について、レッカー搬送やトラブル時の応急対応を行います。</p> <p>メディカルアシスト・介護アシスト★ 病気やけがの悩み、緊急医療相談、介護に関する相談等に無料でお応えします。</p>	P.14 ~15 P.22

* 1 車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約にレンタカー費用不担保特約を付帯しています。

自動セット

- 被害者救済費用等補償特約(P.7)
- 入院時選べるアシスト特約(P.9)
- 車両全損時諸費用補償特約(P.10)
- 法律相談費用補償特約(P.12)
- デイリーサポート(P.22)

選べるオプション		
	レンタカー費用アシスト	P.15
	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	P.11
	車両新価保険特約	P.11
	車両全損時復旧費特約	P.11
	故障補償特約(搬送時・定額払)	P.11

※上記以外に付帯できる補償・特約

- 傷害一時費用保険金(P.8)
- 車内携行品補償特約(P.11)
- 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)(P.12)
- ドライバージェントパーソナル(DAP)特約(P.13)
- 個人賠償責任補償特約(P.13)

全教基本セットは、東京海上日動の「トータルアシスト自動車保険」を採用しています。対象となるのは、 **主な自家用車**です。自動二輪車・一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車のご契約は、P.16・17をご覧ください。



相手方への賠償

事故を起こせば、たちまち職場や地域で話題になってしまうのが教職員。しかも職務上の処分に直結するため、誠実な対応と円満・スピーディな解決が求められます。全教自動車保険なら、こうした教職員の立場をふまえ、全力で事故対応にあたります。なお、相手方への損害賠償に関する示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

基本セット

対人賠償責任保険

保険金額は無制限がおすすめ

自動車事故により他人を死亡させたりケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします(1回の事故につき被害者1名ごとに保険金額が限度となります)*1。



【ご参考】

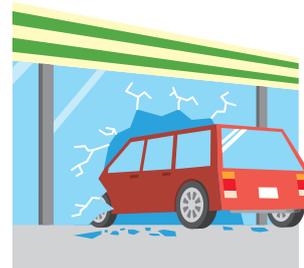
対人賠償 高額判決例	認定総損害額	相手方	被害内容
	5億2,853万円	眼科開業医(男41歳)	死亡
	3億9,725万円	大学生(男21歳)	後遺障害

基本セット

対物賠償責任保険

保険金額は無制限がおすすめ

自動車事故により他人の財物(自動車、家屋等)を壊したり、ご契約の車が線路上に立ち入り電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします(1回の事故につき保険金額が限度となります)*1。



【ご参考】

対物賠償 高額判決例	認定総損害額	事故状況	被害物
	1億3,450万円	車両衝突事故	店舗
	1億2,036万円	踏切内、電車衝突事故	電車・沿線家屋

*1. ご契約の車の欠陥やハッキング等を原因とする事故が生じた場合で、加入者に法律上の損害賠償責任がないときは、被害者救済費用等補償特約(自動セット)により被害者を救済するための費用を補償できる場合があります。ただし、欠陥やハッキング等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限りです。

※自動運転車の自動運転中(システムから求められない限り運転者が運転操作に全く関与する必要がない状態をいう)に生じた事故で保険金を支払う場合、無過失事故に関する特約(P.13)が適用されます。

基本セット

自動セット 対物超過修理費特約

相手方の車の修理費が時価を超えた場合でも差額を補償

対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手方の車の修理費が時価*2を超過した場合に、50万円を限度*3に保険金をお支払いします*4。

*2. 相手方の車と車種・年式・損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

*3. 1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。

*4. 相手方の車が事故発生日の翌日から起算して6か月以内に実際に修理されることがお支払いの条件となります。

※時価を超える修理費は、加入者が必ず支払わなければならないものではなく、円満な事故解決のための手段として加入者の判断によりお支払いいただくものです。



バイクの保険

●対物超過修理費特約を付帯しないこともできます。



本人・家族・同乗者のケガ等の補償

全教自動車保険の人身傷害保険なら、ご契約の車に[▲]乗車中の事故だけでなく、家族の自動車事故、自転車等事故によるケガでも保険金が支払われます*1。

*1. 人身傷害保険に人身傷害乗用具事故補償特約を付帯している場合です。



基本
セット

人身傷害保険

[▲] 記名被保険者とその家族や、ご契約の車に乗車中の方が自動車事故により亡くなられたり、ケガをされた場合に生じる治療費や[▲]逸失利益等について、保険金額を限度に実際の損害額に対して保険金をお支払いします。

お支払いする
保険金*2

=

損害額

[▲] 普通保険約款に記載の基準に従い東京海上日動が算出(裁判や示談による認定額と異なる場合があります)

-

控除額

相手から既に受領済の賠償金や労働者災害補償制度によって既に給付が決定した金額または支払われた金額

*2. お支払いする保険金は、補償を受けられる方の年齢や収入、家族構成等に応じて異なります。

お支払いの対象となる主な損害

補償を受けられる方に生じた損害(下記参照)について、1事故につき1名ごとに保険金額を限度にお支払いします。

入院・通院されたとき	治療費等の実費	+	休業損害*3	+	精神的損害*3		
後遺障害が生じたとき	治療費等の実費	+	逸失利益	+	精神的損害	+	将来の介護料
亡くなられたとき	治療費等の実費	+	逸失利益	+	精神的損害	+	葬祭費

① ケガの治療を受ける際は、健康保険等の公的制度をご利用ください。

*3. 人身傷害乗用具事故補償特約を付帯している場合、自動車・原動機付自転車の運行に起因する事故または運行中の事故のいずれにも該当しないときは、ケガによる休業損害および精神的損害は補償の対象外です。

過失割合に関係なくスピーディなお支払い

【例】総損害額5,000万円で過失割合が40:60(当方の過失40%)の事故が発生した場合

人身傷害保険あり

5,000万円
を補償

※保険金額が
5,000万円
以上の場合

人身傷害保険なし



相手方との示談を待たずにお支払い

相手方との面倒な交渉にわずらわされることなく、東京海上日動が補償を受けられる方に直接保険金をお支払いします。



無保険車との事故でも補償

他の車との事故により死亡された場合や後遺障害を被られた場合で、相手方が保険に加入していない等のために賠償金の支払い能力がなく、十分な補償が受けられないときでも、人身傷害保険で補償を受けることができます。

※無保険自動車との事故の場合、支払限度額は2億円(人身傷害保険の保険金額が無制限の場合は無制限)となります。

傷害一時費用保険金

人身傷害保険の補償の対象となる事故*4で、補償を受けられる方の入院・通院日数が通算して5日*5以上になった場合に、補償を受けられる方1名について10万円または20万円*6をお支払いします。

- *4. 人身傷害乗用具事故補償特約を付帯している場合、自動車・原動機付自転車の運行に起因する事故または、運行中の事故のいずれにも該当しない事故については補償の対象外です。
 - *5. 5日目の入通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。
 - *6. 傷害一時費用保険金倍額払特約の付帯が必要です。
- ※このオプションを選択しない場合、傷害一時費用不担保特約が付帯されます。

人身傷害乗用具事故補償特約

人身傷害保険に人身傷害乗用具事故補償特約を付帯することで、補償の対象となる事故を「①ご契約の車に乗車中の事故」だけでなく「②他の車*7に乗車中の事故」「③歩行中や自転車運転中の乗用具との接触等による事故」「④車・バイク以外の乗用具に搭乗中の事故」にまで拡大でき、安心です。

補償を受けられる方と事故の例 ○…お支払いします ×…お支払いできません

事故の例	補償を受けられる方	人身傷害乗用具事故補償特約を付帯	人身傷害保険のみ
①ご契約の車に乗車中の事故 	同乗者全員	○	○
②他の車*7に乗車中の事故 	記名被保険者とその家族	○*8	×*9
③歩行中や自転車運転中の乗用具との接触等による事故 		○*10	×
④車・バイク以外の乗用具に搭乗中の事故 		○*10	×

- *7. 他の車には記名被保険者とその家族が所有または常時使用する車を含まない等一定の条件があります。
- *8. 記名被保険者とその家族が他の車を運転中*11の事故は、同乗者も補償されます。
- *9. 他車運転危険補償特約P.13により、補償の対象となることがあります。
- *10. 自動車・原動機付自転車の運行に起因する事故または運行中の事故のいずれにも該当しないときは、ケガによる休業損害および精神的損害は補償の対象外です。
- *11. 駐車または停車中の場合、事業用の車を運転中の場合等を除きます。

乗用具とは

乗用具とは、自動車・原動機付自転車・自転車・車いす・ベビーカー・歩行補助車（原動機を用い、かつ搭乗装置のあるものに限る）・移動用小型車・遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものに限る）等の軌道を有しない陸上の乗用具をいいます。

※遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを除く）、一輪車、三輪車、ペダルのない二輪遊具等は補償の対象に含まれません。

家族で複数の自動車保険をご契約の方へ

家族で複数の車を所有される場合は、いずれか1台のご契約に人身傷害乗用具事故補償特約を付帯していれば、そのご契約における記名被保険者とその家族は補償の対象となります。

⚠️ 人身傷害乗用具事故補償特約を付帯しているご契約の記名被保険者が変わったり、廃車等により解約された場合、他のご契約の内容を変更しなければ、それまで補償の対象となっていた方が補償の対象から外れることがありますので注意が必要です。

自動セット 入院時選べるアシスト特約

3日以上入院時に選べるメニューがあります



差額ベッド代



宿泊費用（ご家族のお見舞い時等）



快気祝い
お見舞いお礼 等

※人身傷害保険契約時に自動セットされる特約です。
※入院3日目に10万円の支払限度額が設定され、以後入院日数が10日経過するごとに10万円（入院日数に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円）の支払限度額が加算されます。ただし180万円を上限とします。
※東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。
※それぞれの補償メニューには、一定のご利用条件やご利用上限額があります。

バイクの保険



- 人身傷害保険を付帯しないこともできます。その場合は、以下の点が異なります。
 - ・自損事故傷害特約と無保険車事故傷害特約が自動セットされます。
 - ・搭乗者傷害特約（一時金払）もしくは搭乗者傷害特約（日数払）を付帯することができます。



ご契約の車の補償

車の修理は思っている以上に費用がかかるもの。車両保険を付帯しておけば、大切な車の損害についてもカバーできます。車両保険 **一般条件** なら電柱への衝突のような単独事故も補償されるので、より安心です。

基本
セット

車両保険

車両保険は2種類から選べます

車両保険には **一般条件** のほか、補償範囲を限定した **エコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)** があります。衝突・接触や盗難等の偶然な事故によりご契約の車に損害が生じた場合、修理費等について車両保険金額を限度に保険金をお支払いします。

補償の対象となる事故の例 ○…お支払いします ×…お支払いできません

事故の例	他車(二輪・原付含む)との衝突・接触	飛来中または落下中の他物との衝突・接触(飛び石等)	人や動物との衝突・接触	乗用具等との衝突・接触(自転車・キックボード等)	台風・竜巻・洪水・高潮	盗難	電柱に衝突・接触	地震
当て逃げ(相手車不明)	○	○	○	○	○	○	○	○
火災・爆発	○	○	○	○	○	○	○	○
落書・いたずら・窓ガラス破損	○	○	○	○	○	○	○	○
車庫入れに失敗	○	○	○	○	○	○	○	○
噴火	○	○	○	○	○	○	○	○
津波	○	○	○	○	○	○	○	○
一般条件	○	○	○	○	○	○	○	×*1
エコノミー 車両保険 (自動車・乗用具等+A)	○	○	○	○	○	○	×	×

*1.地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた車の損害について、一時金をお支払いする地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約を付帯することができます。

お支払い
する
保険金

全損の場合

- 修理費が車両保険金額以上となる場合
- 修理できない場合
- 盗難され発見されなかった場合

$$= \text{車両保険金額(協定保険価額)} + \text{自動セット 車両全損時諸費用補償特約*2}$$

契約時に設定した金額 車両保険金額の10%(上限20万円・下限10万円)



分損の場合

- 全損以外の場合

$$= \text{損害額} - \text{免責金額}$$

修理費(車両保険金額が限度) 契約時に設定した一定額(下記参照)



*2.車両全損時諸費用補償特約 **自動セット** は、事故でご契約の車が **全損** となった場合に、車両保険金額の10%に相当する額(上限20万円、下限10万円)を全損時諸費用保険金としてお支払いします。

※車両保険金額が **時価** を著しく超える場合は、時価を車両保険金額とみなして保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額)の設定について

車両保険をご契約の場合、**保険期間中1回目と2回目以降の車両事故のそれぞれについて** **免責金額(自己負担額)** を設定いただけます。全教基本セットでは、1回目「0万円(自己負担なし)」、2回目以降「10万円」の免責金額の設定をおすすめしています。保険金をお支払いする際にはこの免責金額を差し引きます。ただし、ご契約の車が全損となった場合は、免責金額を差し引かずにお支払いします。

オプション 車両新価保険特約

ご契約の車が、事故(盗難され発見されない場合を除く)により大きな損傷*3を受け、新車に買い換えた場合に、実際にかかる新車購入費用を「協定新価保険金額(新車購入時に設定した金額)」を限度に保険金としてお支払いします。また、修理可能な場合の修理費についても、協定新価保険金額を限度に実際にかかった修理費をお支払いします。



- *3. 「修理できない場合」、「修理費が車両保険金額以上となる場合」または「修理費が協定新価保険金額の50%以上となる場合(気象現象*4によってご契約のお車に損害が生じた場合または車体の内外装および外板部分を除いた部分に著しい損傷が生じている場合に限りです。)」のいずれかをいいます。
- *4. 台風、洪水、高潮、豪雨、雹、雪その他の気象現象をいい、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を含みません。
- ※車両保険 **一般条件** または **エコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)** をご契約の場合に付帯できます。ただし、満期日をご契約の車の初度登録(初度検査)年月から61か月を超える場合は始期日時点の車両保険金額が協定新価保険金額の50%以上となるとときに限りです。

オプション 車両全損時復旧費特約

ご契約の車が、事故(盗難され発見されない場合を除く)により損傷を受けて修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合で、新たに車を購入したときまたはご契約の車を修理したときに、実際に購入または修理にかかる費用を「復旧費用限度額*5」を限度にお支払いします。また、ご契約の車が修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合に再取得時等諸費用保険金をお支払いします。



- *5. 車両保険金額の2倍に相当する額または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額です。
- ※車両保険 **一般条件** または **エコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)** をご契約の場合に付帯できます。ただし、満期日をご契約の車の初度登録(初度検査)年月から61か月を超え、始期日時点の車両保険金額が新車保険価額の50%未満となるとときに限りです。

オプション 故障補償特約(搬送時・定額払)

ご契約の車が故障により走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合に、ご契約の車に生じた故障を修理するために交換が必要となる部品の種類に応じて、あらかじめ定めた額(7・10・20・30万円)を保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額を限度とします。

- ※ご契約の車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、かつ、車両保険 **一般条件** をご契約の場合で、始期日の属する月をご契約の車の初度登録(初度検査)年月から84か月を超えるとき等、一定の条件を満たせば付帯できます。
- ※この特約を選択しない場合、故障搬送時車両損害補償特約(定額払)の不適用に関する特約が付帯されます。
- ※この特約により保険金をお支払いする故障は1等級ダウン事故となります。
- ※故障を修理するために部品の交換を必要としない場合で部品を補修するときは7万円を保険金としてお支払いします。ただし、補修を伴わない調整や点検等については補償対象外です。

オプション 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約の車が全損*6となった場合に、記名被保険者が臨時に必要な費用に対し、50万円*7を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金としてお支払いします。



- *6. 本特約における全損とは、運転席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約の車の損害の状態が約款に定める基準に該当する場合をいいます。
- *7. 車両保険金額が50万円未満の場合は、その金額になります。
- ※車両保険 **一般条件** をご契約の場合のみ付帯できます。

車内携行品補償特約

偶然な事故により、ご契約の車の車内・トランク等に収容またはキャリアに固定された、個人が所有する日用品(レジャー用品等)に生じた損害を補償します*8。



- *8. 損害額から、免責金額(1事故について5,000円)を差し引いた額を、原則として保険期間を通じて保険金額(10万円から100万円までの間で設定)を限度にお支払いします。

バイクの保険



- 車両保険に盗難時の補償はありません。
- 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約、車内携行品補償特約、車両新価保険特約、車両全損時復旧費特約、故障補償特約(搬送時・定額払)は付帯できません。

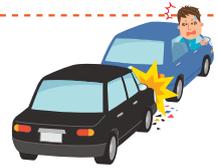


弁護士費用等の補償

全教自動車保険では、相手方への損害賠償請求や、対人事故の刑事弁護士費用等を補償する弁護士費用特約の付帯をおすすめしています。

！もらい事故のときはご注意ください

信号待ちの際に後続車両に追突される等、補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」は、弁護士法上の制約により保険会社は示談交渉することができません。このような場合には、損害賠償請求するために弁護士に示談交渉を依頼することがあります。



自動セット 法律相談費用補償特約

自動車事故で死傷したり、物を壊されたりした被害について、相手方への損害賠償請求のために、弁護士等に法律相談を行う場合の費用をお支払いします。

お支払いする
保険金



1事故1名につき
最高10万円



基本
セット

弁護士費用特約(自動車事故型)

①ご契約の車の事故で相手方に法律上の損害賠償請求をする場合の弁護士費用および法律相談費用や、②ご契約の車での対人事故における刑事事件等の対応を行う場合の弁護士費用および法律相談費用を補償します。

※お支払いの対象となる費用は、東京海上日動の承認を得て負担された費用に限ります。また、弁護士等への報酬(着手金、報酬金等)を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。

※被害事故であっても、車両保険や人身傷害保険により保険金を請求できる場合は、その保険金を請求できます。

①ご契約の車の事故で相手方に法律上の損害賠償請求をする場合

弁護士費用等(弁護士等への報酬、訴訟費用等)を補償します。なお、記名被保険者とその家族*1は、ご契約の車以外の車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象です。

*1. 記名被保険者とその家族が運転中の場合は同乗者やその車の所有者を含みます。

お支払い
する
保険金



弁護士費用、
法律相談費用等
1事故1名につき
最高300万円

②ご契約の車での対人事故における刑事事件等の対応を行う場合

弁護士費用等(弁護士への報酬、裁判所に対して支出した訴訟費用等)を補償します。なお、記名被保険者とその家族はご契約の車以外の車を運転中の事故も補償の対象です。

※対人事故の直接の結果として次のいずれかに該当した場合に、刑事弁護士費用保険金をお支払いします。①補償を受けられる方が逮捕された場合、②他人を死亡させた場合、③補償を受けられる方が起訴された場合(略式命令の請求を除く)。

お支払い
する
保険金



刑事弁護士費用、
刑事法律相談費用等
1事故1名につき
原則最高150万円



弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)

自動車事故はもちろん、日常生活における被害事故でも安心!

「歩行中に自転車にぶつけられてケガをした」「観光中に歩行者にぶつけれられデジカメを壊された」「マンションの上の階で水漏れが発生し、洋服が汚れてしまった」等、日常生活における被害事故について、相手方との交渉を弁護士等に依頼したときや、事故解決が訴訟に及んだとき等に必要となる弁護士費用等を補償します。

※お支払いの対象となる費用は、東京海上日動の承認を得て負担された費用に限ります。また、弁護士等への報酬(着手金、報酬金等)を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。

※被害事故であっても、車両保険や人身傷害保険により保険金を請求できる場合は、その保険金を請求できます。





その他の特約

全教自動車保険と
全教基本セット

相手方への賠償

ケガ等の補償

車の補償

弁護士費用特約

その他の特約

ロードアシスト

レンタカー費用

バイクの保険

保険料・等級の
考え方

その他のサポート

基本
セット

自動セット 無過失事故に関する特約

過失のない事故のときは保険金をお支払いする場合でも等級ダウンなし

ご契約の車と相手方の車*2との衝突または接触事故により対人・対物賠償保険金および車両保険金をお支払いする場合でも、ご契約の車の所有者および使用または管理している方に過失がないとき(相手方のセンターラインオーバーや追突等)は、更新後のご契約に適用される等級および無事故・事故有別の割増引率の決定において、ノーカウント事故として取り扱います*3。ただし、相手方の車および運転者または所有者が確認できる場合に限りします。

- *2. ご契約の車と所有者が異なる車に限りします。
- *3. 事故件数によって免責金額(「0-10」等)が設定されている場合でも、次回事故時の免責金額の決定においては事故件数に数えません。
- * 自動運転車の自動運転中(システムから求められない限り運転者が運転操作に全く関与する必要がない状態をいう)に生じた事故で保険金を支払う場合もこの特約が適用されます。
- * 次に該当する事故は、1等級ダウン事故または3等級ダウン事故として取り扱います。①1等級ダウン事故として取り扱う車両事故、②自動運行装置について、ご契約の車の製造者の取扱説明書等で示す取り扱いと異なる使用をしている間に生じた事故。



基本
セット

自動セット 他車運転危険補償特約

代車・レンタカーを含む、借りた車での事故を補償します

記名被保険者とその家族*4が、一時的に借りた車*5を運転中(駐車または停車中を除く)の事故によって生じた対人・対物賠償責任、人身傷害(同乗者のケガの補償)、車両損害*6について、借りた車をご契約の車とみなして、ご契約の車のご契約内容に応じて補償します。

- *4. 記名被保険者とその家族であっても、運転者限定・年齢条件の範囲から外れた方が運転中の事故は対象となりません。
- *5. 借りた車が、主な自家用車の場合に限りします。ただし、借りた車には次の車を含みません。①記名被保険者、記名被保険者の配偶者、それらの方の同居の親族が所有または常時使用する車、②別居の未婚の子が所有または常時使用する車を自ら運転中の場合、その車。
- *6. ご契約の車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限り、借りた車を壊したことによるその持ち主への法

- 律上の損害賠償責任*7について、ご契約の対物賠償責任保険の保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、借りた車自体に生じた損害に限りします。
- *7. 当て逃げ、追突された事故等、補償を受けられる方に法律上の損害賠償責任が発生しない損害についてはお支払いできません。ただし、飛び石等の飛来中または落下中の他物との衝突事故については法律上の損害賠償責任が発生しない場合でもお支払いします。



ドライブエージェントパーソナル(DAP)特約

東京海上日動がドライブレコーダー端末を貸与します

ドライブレコーダー端末*8が、一定以上の強さの事故時には自動で事故連絡を行います(端末での通話も可能)。また、事故映像を自動的に記録・送信します。日常運転時にも、アナウンスで安全運転をサポートします。

*8. 「新型・事故自動通報」か「2カメラ一体型」のいずれかを選択いただけます。



個人賠償責任補償特約

保険金額は、国内での事故は無制限、国外での事故は1億円です

国内外において記名被保険者とその家族が、日常生活に起因する偶然な事故(他人にケガをさせた、他人の物を壊した等)による法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

* 全教共済の「くらしの賠償責任共済」等、他の保険・共済との補償の重複にご注意ください。



バイクの保険

- 他車運転危険補償特約(二輪・原付)は以下の点が異なります。
 - ・「車両」は補償されません。・借りた車が、自家用二輪自動車・原動機付自転車の場合に保険金をお支払いします。
- ドライブエージェントパーソナル(DAP)特約は対象となりません。





24時間・365日対応のロードアシスト

基本
セット

自動セット

ロードアシスト

ご契約の車について、事故・故障・盗難等により必要となる車両搬送費用、緊急時応急対応費用、代替交通費用を補償します。また、事故や故障時のレッカー搬送、車のトラブル時の応急対応等のサービスをご提供します。

※ロードアシストは車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約による車両搬送費用および緊急時応急対応費用、代替交通費用の補償とサービスの提供から構成されます。

※ロードアシストは、東京海上日動がJAFまたは提携会社を通じてご提供します。また、一定のご利用条件があります。なお、サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

⚠️ ご注意ください

- サービスのご利用にあたっては、レッカー業者等を手配される前に全教代理店もしくは東京海上日動にご連絡ください。
- ロードアシストの補償・サービスはご契約の車に対して保険期間中に限り提供します。借りた車やファミリーバイク特約により補償する原動機付自転車は対象外です。

① 車両搬送費用補償・車両搬送サービス 電気・水素自動車等も対象!

事故・故障・盗難等により走行不能*1となった場合に、修理工場等までのレッカー搬送を行い、レッカー搬送に必要な費用(車両搬送費用)を1回の事故等について②緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービスと合計で15万円*2を限度にお支払いします*3。

15万円でレッカー搬送
可能な距離は安心の
約180km相当*2
(2025年4月時点のデータ)



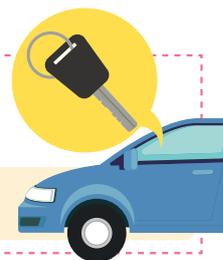
② 緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス

事故・故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行不能となった場合または電気自動車の充電切れにより走行不能となった場合の緊急時応急対応費用(原則、東京海上日動が事前に指定した業者での対応費用に限る*4)を①車両搬送費用補償・車両搬送サービスと合計で15万円を限度にお支払いします。ただし、部品代、消耗品代および電気代を除きます。

👉 対象となる緊急修理

- バッテリーの点検、ジャンピング ● スペアタイヤ交換 ● 冷却水補充
- 脱輪および落輪引上げ ● インロック時の鍵開け 等

- ⚠️ ● 鍵の再作成費用、部品代、消耗品代等は加入者の負担となります。
- ご契約の車の車種や鍵の種類によっては、鍵開けができない場合があります。



※①車両搬送費用補償・車両搬送サービス、②緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービスは、車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約による補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。

③ 代替交通費用補償

事故*5・故障・電気自動車の充電切れにより、ご契約の車が走行不能*1となり修理工場等へレッカー搬送された場合(自力走行除く)や、ご契約の車が盗難された場合に、自宅、ご契約の車の出発地や当面の目的地まで移動する交通手段(レンタカーを除く)をご案内し、費用を補償します。

- 1回の事故等について5万円を限度に補償
- タクシー利用は3万円を限度に補償

※ご契約の車でレンタカー費用不担保特約を付帯されている場合も補償の対象となります。



- *1. 事故で運転者が救急搬送されたことにより運転者がご契約の車を移動させることができない状態を含みます。
- *2. 搬送先の修理工場等について、東京海上日動が事前に承認した場合は無制限とし、レッカー搬送に必要な費用について限度額を適用せずにお支払いします。
- *3. 電気自動車における充電切れまたはガソリン・軽油を燃料としない車における燃料切れにより、走行不能となった場合は、充電または燃料の補充が可能な場所までレッカー搬送を行い、レッカー搬送に必要な費用を1回の充電切れまたは燃料切れについて15万円*2を限度にお支払いします。
- *4. 電気自動車の充電切れにより走行不能となった場合を除きます。
- *5. パンク等のタイヤのみに生じた損害を含みます。



レンタカー費用等の補償

オプション レンタカー費用アシスト

レンタカー費用補償

事故*6・故障・盗難によりご契約の車の代替としてレンタカー*7を借り入れるための費用(レンタカー費用)を、補償日額5,000円を限度に補償します。レンタカーを借りた初日からの経過日数にかかわらず、通算して事故の場合は30日、故障の場合は15日が限度です。なお、事故の場合はレッカー搬送の有無を問わず*8補償します。補償日額(上限)は7,000円または10,000円に変更することができます*9。

走行不能によるレッカー搬送	事故*8		故障		補償日額 (上限)	補償日数 (上限)
	あり	なし	あり	なし		
レンタカー費用補償	○	○*8	○	×*10	5,000円 7,000円*9 10,000円*9	事故:30日 故障:15日

*盗難の場合の補償は、事故の場合と同じです。

*6.パンク等のタイヤのみに生じた損害を含みます。

*7.東京海上日動が指定するレンタカー会社、または事前に承認するレンタカー会社において借り入れるレンタカーに限ります。

*8.パンク等のタイヤのみに損害が生じた場合は、走行不能となりレッカー搬送されたときに限ります。

*9.レンタカー費用の補償日額に関する特約をご契約の場合です。

*10.法令等により走行してはいけない状態で自力走行により修理工場等へ入庫した場合でも、「レンタカー費用アシスト利用規約」に従いサービスとしてレンタカーをご提供できる場合があります。

※ご利用にあたっては、事前に東京海上日動にご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、サービスの提供を行うことができません。

※レンタカー費用アシストを不要とする場合、レンタカー費用不担保特約が付帯されます。

※レンタカー費用アシストは、東京海上日動がJAFまたは提携会社を通じてご提供します。また、一定のご利用条件があります。なお、サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

④ 燃料切れ時ガソリン配達サービス

道路上で燃料切れとなった場合、ガソリン(レギュラー、ハイオクに限る)または軽油を10リットル提供します。



※保険期間中に1回ご利用いただけます。

※自宅駐車場等で燃料切れとなった場合、ガソリンまたは軽油配達の手配は行いますが、ガソリン代または軽油代は加入者のご負担となります。

⑤ おクルマ故障相談サービス

故障や車両のトラブルでお困りのとき、整備有資格者がお電話で適切なアドバイスをいたします。



JAF会員の場合

JAF会員の方がJAFをご利用された場合、②緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービスの部品代・消耗品代を保険期間中に1回に限り4,000円を限度に東京海上日動が負担します。また、④燃料切れ時ガソリン配達サービスのサービスを保険期間中に2回ご利用いただけます。なお、加入者がJAF会員の場合は、加入者のご了解のもと、原則としてJAFに取り次ぎます。

⚠️ ロードアシストの対象とならない場合があります

- 全教代理店または東京海上日動への事前のご連絡なく、独自で修理業者等の各種業者を手配された場合(レッカー搬送費用・緊急時応急対応費用・代替交通費用については、事前にご連絡をいただかなかった場合でも、保険金をお支払いできる場合があります)。
- 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態で、事故、故障、電欠等または車両自体に生じたトラブルに該当しない場合。
- ロードアシストの対象者の故意または重大な過失がある場合。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因となった場合。
- ご契約の車が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合。
- 海岸、農地、原野、河川敷、港湾施設、造成地、工場跡地等、通常の自動車走行に不適な場所でご契約の車を使用し、事故や故障が発生した場合。
- 航空機または船舶によりご契約の車を輸送中の場合。
- ご契約の車が、有効な自動車検査証の交付を受けていない状態で故障が発生した場合。
- ご契約の車が、鍵の盗難または紛失により走行不能となった場合。等

✓ 修理工場等へのレッカー搬送から修理が完了するまでのご利用例

事故等が発生!
車が動かない!

事故報告

事故を起こしました。
レッカー搬送をお願いします。

ロードアシスト
(P.14)にて、
修理工場等まで
レッカー搬送
を行います。



レンタカー費用補償

ご契約の車の代替としてレンタカーを借り入れる場合の費用を補償します。



修理中

修理完了

代替交通費用補償

(P.14)にて、自宅や当面の目的地等まで移動する交通手段の費用を補償します。



バイクの保険



バイクの自動車保険加入率は意外と低く、車に比べると見過ごされている傾向にあるようです。相手への賠償はもちろん、自分自身への補償もしっかり行うためにバイクも自動車保険に加入しましょう。

バイクの自動車保険の契約方法は2パターンあります

パターン① バイク単独で自動車保険を契約する



自動車保険に加入
証券

パターン② すでにご加入の自動車保険契約にファミリーバイク特約を付帯する(125cc以下に限る)



すでにご加入の自動車保険契約
証券



ファミリーバイク特約を付帯

パターン① バイクの自動車保険

バイクの自動車保険も全教基本セットがおすすめです

バイクの自動車保険の全教基本セットは、東京海上日動の「TAP」を採用しています。

○…基本セットに付帯 —…付帯されていません ★…自動セット

人身傷害保険をおすすめしています

バイクの全教基本セット		I	II
賠償	対人・対物賠償責任保険	○	○
	対物超過修理費特約*1	○★	○★
ケガの補償	人身傷害保険*2	○	—
	無保険車事故傷害特約	—*3	○★
	自損事故傷害特約	—*3	○★
	搭乗者傷害特約	—	○
その他	他車運転危険補償特約(二輪・原付)	○★	○★
	弁護士費用特約(自動車事故型)	○	○
	法律相談費用補償特約	○★	○★
	ロードアシスト	○★	○★
	メディカルアシスト	○★	○★

*1.対物超過修理費特約を選択しない場合は、対物超過修理費用不担保特約が付帯されます。

*2.傷害一時費用保険金を選択しない場合は、傷害一時費用不担保特約が付帯されます。

*3.人身傷害保険で補償されます。

*その他ご希望に応じた補償・保険金額を設定できます。車両保険も付帯できます(ただし、盗難による損害は補償されません)。

補償される運転者の範囲について

- ① 運転者限定特約は付帯できません
バイクの保険は運転者の範囲を限定することができません。
- ② 記名被保険者・配偶者・同居の親族に適用される年齢条件区分があります
別居の親族、友人、知人等は年齢条件の範囲から外れた方も補償されます。

車種	適用できる年齢条件
●二輪自動車 総排気量125cc超の二輪車等	●年齢を問わず補償 ●21歳以上補償 ●26歳以上補償
●一般原動機付自転車 ●特定小型原動機付自転車	●年齢を問わず補償 ●21歳以上補償

バイクにも自動車保険が必要な4つの理由

01 死亡・重症率は車の約5倍

転倒しやすく無防備なバイクは大ケガにつながりやすいものですが、自賠責保険では自身のケガは補償されません。

02 車との事故でも過失あり

車との事故でもバイクに過失が発生することはよくあります。相手車の修理費は自賠責保険では補償されません。

03 自賠責保険だけでは不十分

自賠責保険の補償限度額は最小限となっているため、不足すれば自己負担で賠償しなければなりません。

04 相手との交渉はすべて自分で

過失割合の交渉、相手がケガをしていれば病院への問い合わせ、修理工場に相手車の損害状況を確認する等、自分で行う必要があります。



✓ 人身傷害保険を付帯することでケガの補償が手厚くなります

バイク乗車中の事故でケガをした場合、死亡・重傷率は車に乗車中と比べて約5倍です*4。全教自動車保険では、運転者や同乗者のケガによる治療費・逸失利益・精神的損害を補償する人身傷害保険をおすすめしています。人身傷害保険を付帯されない場合には、ケガの補償について下記の特約の付帯をおすすめしています。

*4.2023年中の交通事故の発生状況(警察庁交通局)より



搭乗者傷害特約

ご契約のバイクの事故により、運転者または乗車中の方が、ケガ・死亡された場合や後遺障害が生じた場合に、補償を受けられる方1名について保険金額に基づいて、あらかじめ設定された額を保険金としてお支払します。

※ご契約タイプには「一時金払」と「日数払」があります。
※ファミリーバイク特約には付帯できません。

自損事故傷害特約

ご契約のバイクの運転者または乗車中の方が自損事故(相手方がなく電柱に衝突、崖から転落等)や前の車に追突してしまった事故等によりケガ・死亡された場合や後遺障害が生じた場合で、自賠償保険等の請求権が発生しないときに、補償を受けられる方1名についてあらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。

※対人賠償責任保険を契約し、かつ人身傷害保険を契約していないときに自動セットされます。

パターン② ファミリーバイク特約(125cc以下に限る)

主な自家用車・自家用二輪車の自動車保険契約がある場合に特約として付帯できます

🏠 **ファミリーバイク**(原動機付自転車)*5を使用中(借りた場合を含む)に生じた記名被保険者とその家族が負担する法律上の損害賠償責任および乗車中に生じたケガ等について、主な自家用車・自家用二輪車の自動車保険契約(以下、本契約)の内容に応じて保険金をお支払いします。

※記名被保険者とその家族であれば、運転者限定・年齢条件の範囲から外れた方でも補償の対象となります*6

※この特約による補償を受けられても、翌年度のノンフリート等級への影響はありません。

※ファミリーバイクに生じた損害は補償の対象となりません。

※記名被保険者とその家族が所有または常時使用するファミリーバイクでの対人賠償責任保険の補償の対象となる事故については、自賠償保険等で支払われるべき部分はお支払いしません。

人身傷害保険をおすすめしています

補償内容	人身傷害あり*7	自損事故傷害あり
対人・対物賠償責任保険	○*8	○*8
人身傷害保険	○*8	×
自損事故傷害特約	×	○
ロードアシスト	×	×

「人身傷害あり」タイプは「自損事故傷害あり」タイプと比べて、ケガの補償範囲が広く、自損事故や無保険車との事故に加えて、他の車と衝突した場合等も補償します。

*5.総排気量125cc以下の二輪、特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。

*6.記名被保険者とその家族の使用者の所有する原動機付自転車を、その使用者の業務のために、記名被保険者とその家族が運転している間に生じた事故は補償の対象となりません(例:アルバイト先が所有する原動機付自転車を業務のために運転しているとき)。ただし、使用者が記名被保険者とその家族である場合を除きます。

*7.本契約に人身傷害保険がある場合に選択することができます。

*8.本契約の保険金額と同額です。

👉 家族で複数の自動車保険をご契約の方へ

家族で複数の車を所有される場合は、いずれか1台のご契約にファミリーバイク特約を付帯していれば、そのご契約における記名被保険者とその家族は補償の対象となります。

⚠️ ファミリーバイク特約を付帯しているご契約の記名被保険者が変わったり、廃車等により解約された場合、他のご契約の内容を変更しなければ、それまで補償の対象となっていた方が補償の対象から外れることがありますので注意が必要です。

自賠償保険の補償範囲

自賠償保険では、相手のケガ・後遺障害・死亡に対してのみ保険金が支払われ、車両・物損、自分自身のケガや後遺障害、死亡に対しては支払われません。

補償内容	相手のケガ	相手の後遺障害	相手の死亡
限度額	120万	4,000万	3,000万

⚠️ 「自賠償保険」が切れていると大変です

ご自身のバイクの自賠償保険が切れていると、自動車保険(ファミリーバイク特約を含む)に加入していても、対人賠償事故において「自賠償保険で支払われるべき部分」は自動車保険からは支払えず、保険会社による示談交渉も行えません。

特に、原付(125cc以下)・軽二輪(125cc超~250cc)には車検がないため、自賠償保険の期限をよくお確かめください。

自賠償保険のステッカーに期限(年・月)が表示されています。



全教自動車保険と全教基本セット

相手方への賠償

ケガ等の補償

車の補償

弁護士費用特約

その他の特約

ロードアシスト

レンタカー費用

バイクの保険

保険料・等級の考え方

その他のサポート

保険料・等級の考え方

無事故だと
割引が大きくなる
ということだね！



保険料の考え方

保険料は、ご契約の保険金額、保険期間、免責金額等の他に、以下のような要素により決定します。

01 ノンフリート等級別料率制度

1～20等級の区分、無事故・事故有の区分により、保険料が割引・割増される制度です。7等級(F)から20等級では、同じ等級であっても過去の等級ダウン事故の有無に応じて適用する割引率が異なります。

保険期間の 初日が2026年 1月1日以降	等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率 (%)	無事故	+108	+63	+38	+7	-2	-13	-27	-38	-44	-46	-48	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-56	-57	-63
	事故有							-14	-15	-18	-19	-20	-22	-24	-25	-28	-32	-44	-46	-50	-51

※2026年1月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

※過去13か月以内に満期を迎えたご契約や解約・解除されたご契約があり、それが「1～5等級の場合」や「事故有係数適用期間が1～6年の場合」は、それらを継承しなければならないことがあります。

※過去に5日以上、ちよいのり保険(1日自動車保険)に加入され、保険事故が発生していない場合、割引が適用されることがあります。

※一部の特約には割増引率は適用されません。

新たに契約する場合

- 前契約がなく、初めて契約する場合は6等級(S)が適用されます。
- 2台目以降の車を新たに契約される場合で、所定の条件を満たすときは、7等級(S)が適用されます(複数所有新規特則)。

等級	①初めてのご契約 6等級(S)	②複数所有新規特則 7等級(S)
割増引率(%)	+3	-38

複数所有新規特則(セカンドカー割引)

2台目以降の車を新たに契約される場合で、保険期間の初日において他の車のご契約があり、右記を含む一定の条件をすべて満たすときは、新契約の等級に7等級(S)が適用され、6等級(S)と比べ割安な保険料となります。

- 新契約の記名被保険者および車両所有者が他契約とそれぞれ同一の個人*1であること
- 新契約と他契約の車がいずれも主な自家用車またはいずれも二輪自動車であること
- 他契約の等級が11等級以上であること

*1. ①記名被保険者、②①の配偶者、③①または②の同居の親族は同一とみなします。

継続して契約する場合

ご契約を切替や更新で継続して契約される場合は、前契約の等級や前保険期間中の保険事故の有無・種類・件数等に応じて、等級(1～20等級)および事故有係数適用期間(0～6年)*2を決定します。

*2. 事故があった場合に「事故有の割増引率(係数)」を適用する期間を示すものとしてご契約ごとに設定します。

保険期間通算による等級継承特則

保険期間通算による等級継承特則とは、現契約(他社でのご契約を含む)を保険期間の途中で解約し、新しく全教自動車保険でご契約された場合に、解約前後のご契約を1つのご契約とみなして、全教自動車保険での次契約の等級を決定する制度です。この制度により、中途解約によって等級進行が遅れるデメリットが解消されます。

中断していたご契約を新たに契約する場合

中断証明書*3をお持ちの場合で一定の条件を満たすときは、中断時の等級*4から新契約をスタートすることができます。

中断証明書は、車の廃車・譲渡・車検切れや記名被保険者の海外渡航、災害による滅失等により、自動車保険を一時的に中断した場合に、保険契約者の請求に基づいて発行されるものです。中断証明書の発行にあたっては、所定の要件がありますので、ご契約後に自動車保険を中断する場合は、全教代理店までお問い合わせください。

*3. 他の保険会社等で発行されたものを含みます。

*4. 中断したご契約に事故があった場合は、事故件数に応じて減じた等級となります。事故有係数適用期間も引き継がれます。

02 型式別料率クラス制度

ご契約の車の型式により保険料が異なります

自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)に限り、保険料は、ご契約の車の型式ごとに定められた「料率クラス(車両・対人・対物・傷害)」に応じて決定されます。なお、クラスの数値が大きいほど保険料が高くなります。

料率クラスの見直し

損害保険料率算出機構*5では毎年1月1日付で、保険事故の実績をもとに「料率クラス」の見直しを実施しており、ご契約の車に対する「料率クラス」は始期日が属する年の1月1日に決定されたものを適用します。

*5. 「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき1948年に設立された料率算出団体です。



補償される運転者の範囲

運転者の年齢条件特約

運転者の年齢条件を設定することで、保険料が割安になります。ご契約の車において、運転者の年齢条件が適用される方*6の中で一番若い運転者の年齢に応じて設定します。

*6. 運転者の年齢条件が適用されるのは、①記名被保険者・②①の配偶者・③①または②の同居の親族です。別居の親族、友人、知人等は年齢条件の範囲から外れた方も補償されます。

※記名被保険者とその配偶者、それらの同居の親族の営む事業（家事を除く）の従業員の場合で、その業務中に運転されるときは、運転者年齢条件が適用されますのでご注意ください。

■年齢を問わず補償

■21歳以上補償

■26歳以上補償

■35歳以上補償

本人限定特約／本人・夫婦限定特約

本人限定特約または本人・夫婦限定特約を付帯し、ご契約の車の運転者を限定することで保険料が割安になります。

運転者の年齢条件特約と運転者限定特約の適用により補償される運転者の範囲

○…補償されます ×…補償されません

運転される方	特約	本人限定特約	本人・夫婦限定特約	運転者限定なし	運転者年齢条件の適用
① 記名被保険者		○	○	○	↑ 年齢条件を適用します
② 記名被保険者の配偶者		×	○	○	
③ ①または②の同居の親族		×	×	○	
④ 上記以外の方 (別居の子や友人、知人等)		×	×	○	↓ 年齢条件を適用しません

記名被保険者年齢別の保険料制度

記名被保険者の始期日時点の年齢に応じた区分により保険料を算出します。

記名被保険者の年齢区分

30歳未満
30歳以上40歳未満
40歳以上50歳未満
50歳以上60歳未満
60歳以上85歳未満(1歳刻み)
85歳以上



記名被保険者の年齢によって保険料が変わるんだね!



記名被保険者の設定について

記名被保険者は以下のいずれかの方から設定します。

- ①ご契約の車を主に運転される方
- ②ご契約の車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方(車検証の「所有者」または「使用者」欄に記載されている方等)



記名被保険者を変更するときには、等級の引き継ぎができる場合とできない場合があるため注意が必要です。

記名被保険者(本人)

配偶者・同居の親族
等級を引き継ぎます(事故有係数適用期間を含む)

別居の親族・友人・知人
等級の引き継ぎができません

ご契約の車の使用目的

ご契約の車の使用目的によりリスクが異なることから、ご契約の車の使用実態に応じて、「日常・レジャー使用」、「通勤・通学使用」、「業務使用」から設定します。使用目的により保険料が異なります。

日常・レジャー使用

「通勤・通学使用」「業務使用」のいずれにも該当しない場合



通勤・通学使用

「業務使用」に該当せず、ご契約の車を定期的かつ継続して(年間を通じて平均月15日以上)運転者自らの通勤・通学*7に使用する場合



業務使用

ご契約の車を定期的かつ継続して(年間を通じて平均月15日以上)業務に使用する場合

*7.最寄り駅や通勤・通学先等への送迎は「通勤・通学」には含まれません。

※お申し出いただいた使用目的以外でご契約の車を使用している間の事故についても、使用目的が変更とならない使用頻度であれば、補償の対象となります。



バイクの保険

- 運転者限定特約はセットできません。
- 記名被保険者の年齢別の保険料制度は適用されません。
- 車の主な使用目的による保険料の違いはありません。

等級・事故有係数適用期間の考え方

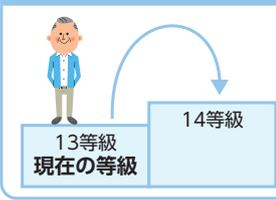
前契約における保険事故の有無・件数等により、ご契約に適用されるノンフリート等級(1~20等級)および事故有係数適用期間(0~6年)を決定します。

ノンフリート等級別割増引率の表はP.18をご確認ください

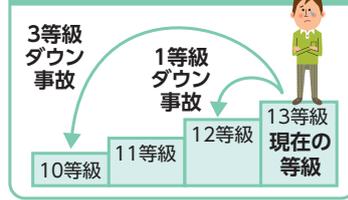
01 ノンフリート等級

1~20等級に区分したノンフリート等級を適用し、ご契約後1年間、無事故の場合は次契約の等級が1等級上がります。保険金をお支払いする事故(保険事故)を起こした場合は、**3等級ダウン**事故1につき3等級、**1等級ダウン**事故1につき1等級、次契約の等級が下がります。

保険事故がなかった場合



保険事故があった場合



02 事故有係数適用期間

事故有係数適用期間は、「事故有の割増引率(係数)」を適用する期間を示し、上限が6年、下限は0年です。**3等級ダウン**事故1につき3年、**1等級ダウン**事故1につき1年を加え、保険期間が1年経過するごとに1年を減じます。事故有係数適用期間が1~6年の場合は、「**事故有**の割増引率」を、0年の場合は「**無事故**の割増引率」を適用します。

03 保険事故の種類

保険金をお支払いする事故には次の3種類があり、それぞれの件数に応じて、次契約に適用する等級を決定します。

ノーカウント事故

以下にかかわる保険事故または以下の組み合わせの保険事故をいいます。

- 対人臨時費用 ●無保険車事故傷害特約 ●入院時選べるアシスト特約
- 人身傷害保険 ●人身傷害乗用具事故補償特約 ●車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約 ●レンタカー費用等の補償日額に関する特約 ●搭乗者傷害特約(一時金払)、(日数払) ●法律相談費用補償特約 ●弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)、(自動車事故型) ●ファミリーバイク特約 ●個人賠償責任補償特約 ●無過失事故に関する特約によりノーカウント事故として取り扱われる事故 ●地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約 ●被害者救済費用等補償特約*1 ●心神喪失等による事故の被害者損害補償特約*1



1等級ダウン事故

以下に該当する保険事故をいいます。

- 車の運行に起因しない不可抗力である下記の理由による損害で、車両保険や車内携行品補償特約のみの事故は1等級ダウン事故となります。
 - 火災・爆発・窓ガラス破損*2 ●盗難 ●騒じょう等に伴う暴力行為または破壊行為 ●台風、たつ巻、洪水、高潮、落書、いたずら*3 ●飛来中または落下中の他物との衝突、その他偶然な事故*2 ●他車運転危険補償特約の飛来・落下物衝突損害修理費用にかかわる事故
- 故障補償特約(搬送時・定額払)により保険金をお支払いする故障は1等級ダウン事故となります。



3等級ダウン事故

ノーカウント事故および1等級ダウン事故のいずれにも該当しない保険事故をいいます。



次契約について (前契約の保険期間が1年の場合)	
等級	事故有係数 適用期間
無事故として取り扱います	
事故1件について 1等級ダウン	事故1件について 1年加算 *4
事故1件について 3等級ダウン	事故1件について 3年加算 *4

*1. 本特約により対物超過修理費特約を適用する場合を含みます。
 *2. 他物との衝突・接触、転覆・墜落によるものを除きます。
 *3. ご契約の車の運行によるものおよび他の自動車との衝突・接触によるものを除きます。
 *4. 前契約の事故有係数適用期間が1~6年の場合は、「1年」減算した後に上表の年数を加算します。

20等級のご契約で以下の事故が起きた場合 (下記の割増引率は2026年1月時点のものです)

		現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
例1 3等級ダウン 事故が 起きた場合	等級 事故有係数適用期間 (無事故の割増引率)	20等級 0年 (63%割引)	3等級 ダウン 事故			20等級 0年 (63%割引)	
	等級 事故有係数適用期間 (事故有の割増引率)		17等級 3年 (44%割引)	18等級 2年 (46%割引)	19等級 1年 (50%割引)		
例2 1等級ダウン 事故が 起きた場合	等級 事故有係数適用期間 (無事故の割増引率)	20等級 0年 (63%割引)	1等級 ダウン 事故			20等級 0年 (63%割引)	
	等級 事故有係数適用期間 (事故有の割増引率)		19等級 1年 (50%割引)				

保険料の割引制度



01 団体割引

各項目が下表の範囲に該当するときに団体扱・集団扱で契約いただけます。各都道府県の募集形態により、団体扱・集団扱契約で加入できる方の範囲が若干異なるため、詳しくは全教代理店にお問い合わせください。

保険契約者の範囲

1. 団体扱の保険契約者の範囲

- ① 公立の小・中・高校・幼稚園の教職員またはその退職者
- ② 公立の小・中・高校・幼稚園の教職員を退職し、労働組合や共済組合の業務に従事している方
- ③ 公立の小・中・高校・幼稚園に勤務しているが、他団体に意向している方

2. 集団扱の保険契約者の範囲

当該私教連・私教組に加盟する私立学校の教職員

Q 上記の範囲に該当しない場合は？

団体扱・集団扱の範囲外でも全教自動車保険に加入できます。保険料は一部異なりますが、補償内容等はまったく同じです。ぜひご加入ください。

記名被保険者・車両所有者の範囲

記名被保険者・車両所有者の範囲は次のとおりです。

- ① 保険契約者
- ② 保険契約者の配偶者 (内縁を含む)
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①または②の別居の扶養親族 (子、親等)

※記名被保険者と車両所有者のいずれもが①から④までのいずれかに該当している必要があります。

Q 車検証の名義と実際の所有者が異なる場合は？

「所有権留保条項付売買契約」や1年以上のリース等の場合、団体扱・集団扱契約できる範囲に該当する可能性があります。詳細は全教代理店までお問い合わせください。

02 車に関する割引

車の装備等を申告していただくことで割引が適用されます。詳しくは重要事項説明書をご確認ください。

- 新車割引
- ASV 割引
- 福祉車両割引
- Eco 割引

03 ゴールド免許割引

始期日時点で記名被保険者が保有する免許証の種類(色)がゴールドの場合、ゴールド免許割引が適用されます。記名被保険者の始期日時点で有効な免許証の種類(色)をお申し出ください。

※ご契約の際は、申込書に免許の有効年月月をご記入いただきます。※保険期間の初日が免許更新期間(誕生日の前後1か月間)内にある場合で、更新前後の免許証のいずれかがゴールド免許であることが確認できるときは、ゴールド免許となります。



「帯の色」、「有効年月月」、「優良」の表示の有無をご確認ください。

04 団体扱ミニフリート(ノンフリート多数割引)

車・バイクを2台以上お持ちの場合、複数の自動車保険を一つにまとめる*5ことで割引が適用されます。また、補償の重複がないかの確認もしやすくなるため、ニーズに応じたご契約内容の見直しが簡単にできたり、更新のお手続きも年1回で済むというメリットがあります。

- *5. 団体扱ミニフリートは、同じ保険契約者*6が、保険始期・保険期間・払込方法・取扱代理店を同一として2台以上まとめて契約いただき、ノンフリート多数割引を適用した団体扱契約方式です*7。
 - *6. 保険契約者は団体扱自動車保険に加入できる条件を満たしている方に限ります。
 - *7. 記名被保険者は、①保険契約者、②①の配偶者、③①または②の同居の親族のいずれかに限ります。
- ※現在のご契約を団体扱ミニフリートにまとめる際に、現在のご契約を解約していただく場合があります。また、現在のご契約が他社等の場合には解約返還保険料が短期率計算となる等、一部不利益になることがあります。
- ※一部の特約を除き、保険料全体に割引が適用されます。

ご契約台数	ノンフリート多数割引
2台	3%
3台~5台	4%
6台以上	6%



バイクの保険

- ASV 割引・新車割引・ECO 割引は適用されません。
- 免許証の種類(色)による保険料の違いはありません。

その他のサポート

メディカルアシスト(サービス)

24時間・365日 急な病気で困ったら

0120-708-110

緊急医療相談

医療機関案内

予約制専門医相談

がん専用相談窓口

※メディカルアシストは東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。サービスの内容は変更・中止となる場合があります。



介護アシスト(サービス)

平日午前9時～午後5時 介護に関する相談等

0120-428-834

電話介護相談

各種サービスの優待紹介

インターネットによる介護情報サービス

※介護アシストは東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。サービスの内容は変更・中止となる場合があります。



デイリーサポート(サービス)

平日午前10時～午後6時

法律・税務に関する電話での相談や、暮らしのインフォメーション等、生活に役立つ情報を提供するサービスです。

0120-285-110

※サービスによって提供時間が異なります。
※デイリーサポートは東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

こんなサポートもあります。

「故障したので修理したい」「車検を受けたい」「車を買いたい・買い替えたい」そんな時も頼りになります。

※一部取扱がない地域もあります。詳しくは全教代理店までご相談ください。

事故時・故障時入庫サポート

車検紹介サポート

お車購入サポート



車をお持ちでない方は



ドライバー保険(自動車運転者保険)

運転免許をお持ちでも、車・バイクを所有されていない方のための自動車保険です。他人から借りた車やレンタカーを運転中の事故を補償します。保険期間は原則として1年です。

👉「ドライバー保険」「ちょいのり保険」をご契約の方へ

「ドライバー保険」「ちょいのり保険」は、「トータルアシスト自動車保険」とは、補償内容が大きく異なります。詳しくは全教代理店までお問い合わせください。

ちょいのり保険(1日自動車保険)

借りる車を都度指定して、スマートフォン等で加入手続きする1日(24時間)単位の自動車保険です。保険料は800円/日～です。

- 対象となる自動車は、自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)です。
- 記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者が役員となっている法人が所有する車、これらの方が実態上所有する車およびレンタカーは対象外です。
- 運転する予定がない場合は、加入いただけません。
- 加入いただく前に、二次元コードによる「事前登録」が必要です。詳しくは全教代理店までお問い合わせください。

複数契約した場合に補償が重複する可能性のある主な特約

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

人身傷害乗用具事故補償特約

個人賠償責任補償特約*2

弁護士費用特約(自動車事故型)*1

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)*1*2

ファミリーバイク特約

- *1. 記名被保険者とその家族は、ご契約の車以外の車を運転中の事故も補償の対象となりますが、これらの特約を契約されていない車を友人や知人等が運転中に事故があった場合、友人や知人等は補償されません。
*2. 自動車保険のほか、火災保険等にも同様の特約がありますので、あわせてご確認ください。

こんなときは全教代理店または東京海上日動にご連絡ください

申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の全教代理店または東京海上日動にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※詳しくは重要事項説明書をご確認ください。

⚠ 次の場合は必ず事前にお申し出ください

ご連絡をいただかないと、事故の際に保険金をお支払いできません。

- 記名被保険者の変更
- 運転者限定特約により限定した範囲外の方がご契約の車を運転される場合
- 運転者年齢条件を満たさない方がご契約の車を運転される場合
- 買い替え等によりご契約の車に変更となる場合



用語のご説明

各ページの🏠のマークのついた用語について説明しています。

保険契約者	保険会社に対し保険契約の申し込みをする方をいいます。ご契約成立後は保険料を支払う義務を負います。
記名被保険者 ／本人	ご契約の車を主に使用される方で以下のいずれかの方をいいます。 ①ご契約の車を主に運転される方 ②ご契約の車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方 ※ 運転者限定・年齢条件、補償の対象となる方の範囲の基準となる方ですので、十分な確認をお願いします。
記名被保険者と その家族	次の方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ※ 同居・別居は、住民票上の記載ではなく居住実態(生活の本拠)により判定します。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(以下の要件をすべて満たす方を含む)をいいます。 ①婚姻意思を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること ※ 婚約とは異なります。婚約者は配偶者に含めません。 ※ 戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
同居の親族	記名被保険者またはその配偶者のいずれかと同居している親族のことをいいます。 同居…同一家庭に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 親族…6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
別居の未婚の子	記名被保険者またはその配偶者いずれとも別居している、 これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子 をいいます。
普通保険約款 ／約款	基本的な補償内容等を定めるものをいいます。特約を併せてご契約することで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除することができます。

保険期間	保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のことをいいます。この期間内に発生した損害について保険会社の補償を受けることができます。
保険金額	保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
免責金額	ご契約時にあらかじめ設定する自己負担額をいいます。損害額からこの金額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
ご契約の車	ご契約いただく保険で補償の対象となる車をいいます。
ご契約の車の所有者/ 車両所有者	ご契約の車の所有権を有する方(原則として自動車車検証等の「所有者の氏名または名称」欄に記載されている方。申込書等上、所有権留保条項付売買契約や1年以上を期間とする貸借契約の車の場合は、買主や借主を車両所有者とみなす)をいいます。
主な自家用車	車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車(普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪)、特種用途自動車(キャンピング車)であるものをいいます。
ファミリーバイク/ 原動機付自転車	道路運送車両法第2条第3項にいう「原動機付自転車」のことをいいます。例えば、「側車付以外で総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下のもの」もしくは「側車付で総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のもの」をいいます。
乗車中	車の正規の乗車装置またはその装置になる室内(隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除く)に搭乗中であることをいいます。
全損	ご契約の車の修理費が車両保険金額以上となる場合、ご契約の車が盗難され発見されなかった場合またはご契約の車が修理できない場合をいいます。 ※ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約における「全損」の定義はこれと異なります。
時価	自動車保険では、市場販売価格相当額をいいます。
逸失利益	事故がなければ得ていたはずの将来の収入・利益をいいます。
解約	保険契約者からの通知により保険契約を解除することをいいます。

ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシスト自動車保険、トータルアシスト	総合自動車保険
ちょいのり保険(1日自動車保険)	一日単位型ドライバー保険特約(包括方式)に基づき通知または一日単位型ドライバー保険特約(一般方式)が付帯された自動車運転者保険
対物超過修理費特約	対物超過修理費用補償特約
弁護士費用特約(自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(自動車)
弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(日常生活)
入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
エコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)	車両危険限定補償特約(自動車・その他乗用具等)および車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険

ペットネーム・略称	正式名称
ドライブエージェントパーソナル(DAP)特約	事故発生の通知等に関する特約
故障補償特約(搬送時・定額払)	故障搬送時車両損害補償特約(定額払)
車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約
本人限定特約	運転者本人限定特約
本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
更新特約	保険契約の更新に関する特約および自動車補償の更新に関する特約
TAP	一般自動車保険
車両全損時復旧費特約	車両全損時復旧費用補償特約

全教自動車保険と全教基本セット

相手方への賠償

ケガ等の補償

車の補償

弁護士費用特約

その他の特約

ロードアシスト

レンタカー費用

バイクの保険

保険料・等級の考え方

その他のサポート

事故・故障が発生したら

📞 代理店または全教専用事故受付フリーダイヤルへ

24時間・365日 事故にあわれたときや、ご契約の車が故障したときは下記にご連絡ください

平日 9:30~17:30 大教済

左記以外の時間 東京海上日動
全教専用事故受付フリーダイヤル



0120-05-4326



0120-272-665

🚗 ロードアシストを24時間・365日体制で提供しています [詳しくはP.14~15へ](#)

車両搬送費用補償・車両搬送サービス

緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス

代替交通費用補償

燃料切れ時ガソリン配達サービス

おクルマ故障相談サービス

事故現場アシスト (サービス)

24時間・365日 休日・夜間でも万全の初期対応

全教自動車保険は、休日・夜間でも、加入者の方の不安・要望に応える、全教専用事故受付フリーダイヤルを開設。初期対応を24時間・365日体制で行っています。教職員の日常・立場を熟知したオペレーターが対応しますので、安心です。平日の日中は、全教代理店が直接加入者の窓口となり対応します。



「どう対応したらいい?」

事故に対し必要な対応をアドバイス



「救急車で運ばれました」

東京海上日動が病院に連絡します



「保険会社から連絡が欲しい」

すぐに連絡し、今後の対応について説明します

「すぐ修理に出したい」

修理工場に、迅速に連絡します



お申込み、ご相談等は、全教代理店までお問い合わせください

取扱代理店

大教済

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町11-9 2F



電話

06-6768-4326



FAX

06-6768-9286



LINE



友だち追加
してください

かんたん

見積り依頼はこちら!

保険証券

車検証

があればよりスムーズ



ご家族の車も
おまとめ
しませんか?



当代理店は、お見積り依頼またはご契約にあたってご提供いただいた個人情報を、当代理店が取り扱う保険サービスに関するご提案をするために利用することがあるほか、全教・全教共済(各共済会を含む)および全教構成組織に提供する場合があります。今後個人情報に変更が生じた場合も同様に取り扱われます。詳しい補償内容については、「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、代理店にご請求ください。ご不明の点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。